

## 利 用 約 款

当ゴルフ場ご利用のお客様はメンバー・ビジターを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみ頂くために、当クラブ会則・細則等の他、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守り下さるようお願い申し上げます。

### 第1条（利用約款の成立）

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、事前に予約の上、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

### 第2条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- (1) 利用の申し込みが第1条の定めによらないとき。
- (2) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (3) 天候、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (4) 利用者が公の秩序もししくは善良な風俗に反する行為をなした場合、又はなすすおそれのあると認められたとき。
- (5) 入れ墨をした方の浴場の利用。
- (6) ルール・マナー及び警告を無視してスローブレーを改めないとき。
- (7) 暴力団員もしくはその関係者、及び常習的に暴力的行為を行おうおそれがある者。
- (8) 偽名または他人名義での申し込みをしたとき。
- (9) その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

### 第3条（休業日、開場時間、利用時間）

当ゴルフ場の休業日と各施設の開場時間及び食堂、浴場等の利用時間は当ゴルフ場の定めるところになります。ただし、臨時の変更することがあります。

### 第4条（料金のお支払い）

料金は当日のプレー終了後、フロントにおいて現金及び当ゴルフ場の認めるクレジットカードにてお支払いいただきます。

### 第5条（金銭その他高価品）

金銭その他高価品は、必ず当ゴルフ場所定の貴重品ロッカーにお預け下さい。お預け頂かない場合は当ゴルフ場は責任を負いません。

### 第6条（ロッカーカー内、携行品、駐車場の自動車等の損害について）

ロッカーカー内、携行品や駐車場の自動車等の損害については責任を負いかねます。

### 第7条（危険防止とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイス如何に拘らず、全て自己の責任でプレーして頂きます。

### 第8条（素振り）

クラブの素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさらないで下さい。

### 第9条（打者の前方には出ないこと）

同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。

### 第10条（先行組、隣接ホールへの打込み）

先行組及び隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーはキャディのアドバイス如何に拘らず自分の飛距離、飛行方向について適切に判断して打込みの危険がないよう慎重に打球して下さい。

万一、隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球すると共に、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて危険のないことを確認してから打球して下さい。

### 第11条（退避及び退避所）

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレ

ーヤーは後続組の打者が打終るまで安全な場所に退避して下さい。

### 第12条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

### 第13条（雷鳴があった場合）

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

### 第14条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内での火気使用は所定の場所以外ではご使用にならないで下さい。

マッチの燃えがらや煙草の吸いがら等は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

### 第15条（約款違背の場合の責任）

利用者が第7条、第8条、第10条に違反し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条に違反し、自ら障害等の被害を受けた場合は当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任は負いません。

### 第16条（クラブの確認）

利用者はプレー前とプレー終了後、クラブを点検し、間違いの有無を慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

### 第17条（バッグの引渡し）

お帰りの際のバッグの引渡しは、引換え札と引換えにお渡しします。

### 第18条（宅配便の取扱い）

宅配便によるゴルフクラブ・バッグ等のお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中は委託業務となりますので物品の盗難、紛失損害等の責任は負いません。

### 第19条（施設等に損害を与えた場合）

利用者が故意又は、過失により、当ゴルフ場の従業員・施設・車両等に損害を与えた場合はその損害について賠償をしていただきます。

### 第20条（施設により損害あるいは障害を受けた場合）

通常設置してある施設により、利用者の故意あるいは過失により、損害あるいは障害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償は負いません。

### 第21条（施設内の持込品）

施設内に下記のものを持込むことをお断りいたします。

- (1) 動物・鳥類（ペット類他）
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刀剣類
- (4) 発火、爆発のおそれのあるもの
- (5) 駆音を発するもの

### 第22条（行為の禁止）

施設内で下記の行為はお断りいたします。

- (1) とばく、その他風紀をみだす行為
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為
- (3) プレーヤー以外の者のコース内立入り（特に許可する場合を除く）
- (4) 無許可の写真撮影・録音等
- (5) 他人に迷惑を及ぼしまたは不快感を与える行為

以上



下仁田カントリークラブ

群馬県甘楽郡下仁田町馬山625

T E L 0274 (82) 6111